

# 国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所(法人番号5012405001732)の役職員の報酬・給与等について

## I 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

#### ① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当法人は、運輸産業の国際競争力の強化や海洋の利用推進等を技術面から支えるための業務を担っており、その業務内容は、国の試験所、研究所等が行うものに近い性格を有していると考えられる。

このため、役員報酬水準については通則法第50条の2第3項の規定の趣旨を踏まえ、当法人の業務の実績を考慮し、役員の職責に応じた国家公務員指定職給与を参考としている。

#### ② 平成28年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

役員報酬は、主務大臣による業績評価の結果を勘案の上、その役員の職務実績に応じた額を支給することとしている。

#### ③ 役員報酬基準の内容及び平成28年度における改定内容

法人の長	役員給与は国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所役員給与規程により定められており、俸給と諸手当により構成されている。
理事	俸給については、法人の長が965,000円、理事及び監事については、その職務の複雑、困難及び責任の程度を総合的に判断して、706,000円から895,000円の範囲で決定されている。
監事	期末手当の額は、俸給及び地域手当の月額、俸給月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び地域手当の額に100分の20を乗じて得た額の合計額(以下、基礎額)に、6月に支給する場合においては100分の62.5、12月に支給する場合においては100分の77.5を乗じ、在職期間に応じて定める割合を乗じて得た額としている。
監事 (非常勤)	勤勉手当については研究所に所属する役員の基礎額に100分の92.5を乗じて得た額の総額を超えない範囲内で、当該役員の基礎額に、当該役員の勤務実績及び主務大臣が行う業績評価を勘案して、給与法等の例に準じる割合を乗じて得た額とする。 なお、平成28年度は改正の実績はない。
	非常勤役員手当は、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所役員給与規程により、240,000円と定められている。

## 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成28年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
法人の長	千円 16,183	千円 11,580	千円 3,333	千円 1,158 (地域手当) 112 (通勤手当)	4月1日		
A理事	千円 15,257	千円 9,816	千円 4,110	千円 982 (地域手当) 349 (通勤手当)	4月1日		◇
B理事	千円 15,110	千円 9,132	千円 4,135	千円 1,690 (地域手当) 153 (通勤手当)	4月1日		◇
C理事	千円 14,002	千円 9,132	千円 3,883	千円 913 (地域手当) 74 (通勤手当)	4月1日		※
D理事	千円 15,379	千円 9,132	千円 4,135	千円 1,689 (地域手当) 423 (通勤手当)	4月1日		◇
A監事	千円 12,111	千円 8,472	千円 2,439	千円 847 (地域手当) 353 (通勤手当)	4月1日		
B監事	千円 14,800	千円 9,132	千円 3,984	千円 1,164 (地域手当) 520 (通勤手当)	4月1日		◇

注1:「地域手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

## 3 役員の報酬水準の妥当性について

### 【法人の検証結果】

法人の長  
理事  
監事  
監事  
(非常勤)

当法人は、運輸産業の国際競争力の強化や海洋の利用推進等を技術面から支えるための業務を担っており、その業務内容は、国の試験所、研究所等が行うものに近い性格を有していると考えられる。  
その報酬水準についてはI-1-①に記載したとおり、国家公務員指定職給与を参考としている。  
I-2の結果はI-1-①の考え方を踏まえて国家公務員指定職給与に即した報酬実績となっていること、平成27年度の業務実績に関する評価においても、重大な業務運営上の課題は検出されおらず全体として順調な組織運営が行われているとの評価を得ていることから妥当である。

### 【主務大臣の検証結果】

当法人の目的は、運輸産業の国際競争力の強化や海洋の利用推進等を技術面から支えることである。  
その業務内容に鑑みれば、I-1-①で示された役員報酬水準の設定の考え方は国家公務員の水準を踏まえて定められており、妥当である。  
また、I-2の報酬実績は報酬水準設定の考え方に即しており、法人の実績評価結果に鑑みても、法人の検証結果は妥当である。

4 役員の退職手当の支給状況(平成28年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年	月			
法人の長 (海上技術安全研究所)	7,820	5	0	平成28年 3月31日	1.3	
法人の長 (電子航法研究所)	3,854	3	0	平成28年 3月31日	1.1	※
法人の長 (港湾空港技術研究所)	6,658	4	9	平成28年 3月31日	1.2	※
理事A (海上技術安全研究所)	3,333	3	0	平成28年 3月31日	1.1	※
監事A (海上技術安全研究所)	918	1	0	平成28年 3月31日	1.0	

注1:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。  
退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄  
注2:当法人は平成28年4月1日に三法人が統合しているため、上記の支給対象者は、旧法人の退職者である。

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長 (海上技術安全研究所)	「独立行政法人の役員の退職金にかかる業績勘案率の算定ルールについて」(平成27年5月25日総務大臣決定)等に基づき算出されており適当である。なお、業績勘案率は、同算定ルール1.(3)により「1.3」であり、1.(8)及び(9)に定める加算、減算を考慮すべき事情等はないため、1.3と決定した。
法人の長 (電子航法研究所)	「独立行政法人の役員の退職金にかかる業績勘案率の算定ルールについて」(平成27年5月25日総務大臣決定)等に基づき算出されており適当である。なお、業績勘案率は、同算定ルール1.(3)により「1.1」であり、1.(8)及び(9)に定める加算、減算を考慮すべき事情等はないため、1.1と決定した。
法人の長 (港湾空港技術研究所)	「独立行政法人の役員の退職金にかかる業績勘案率の算定ルールについて」(平成27年5月25日総務大臣決定)等に基づき算出されており適当である。なお、業績勘案率は、同算定ルール1.(3)により「1.2」であり、1.(8)及び(9)に定める加算、減算を考慮すべき事情等はないため、1.2と決定した。
理事A (海上技術安全研究所)	「独立行政法人の役員の退職金にかかる業績勘案率の算定ルールについて」(平成27年5月25日総務大臣決定)等に基づき算出されており適当である。なお、業績勘案率は、同算定ルール1.(4)により、「1.1」であり、1.(8)及び(9)に定める加算、減算を考慮すべき事情等はないため、1.1と決定した。
監事A (海上技術安全研究所)	「独立行政法人の役員の退職金にかかる業績勘案率の算定ルールについて」(平成27年5月25日総務大臣決定)等に基づき算出されており適当である。なお、業績勘案率は、同算定ルール1.(7)により「1.0」であり、1.(8)及び(9)に定める加算、減算を考慮すべき事情等はないため、1.0と決定した。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

役員報酬は、主務大臣がその者の業績に応じて決定する業務実績評価を用いて算定した額を支給することとしおり、今後も継続していくこととする。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当法人は、運輸産業の国際競争力の強化や海洋の利用推進等を技術面から支えるための業務を担っており、その業務内容は、国の試験所、研究所等が行うものに近い性格を有していると考えられる。

このため、職員給与水準については通則法第50条の10第3項の規定の趣旨を踏まえ、当法人の業務の実績並びに職員の職務の特性等を考慮し、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与を参考にしている。

#### ② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方 (業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

昇給・昇格の実施及び勤勉手当の支給に際して反映させているところである。

#### ③ 給与制度の内容及び平成28年度における主な改定内容

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所職員給与規程に基づき、俸給及び諸手当(扶養手当、地域手当、広域異動手当、役職手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等)としている。

期末手当については、期末手当基礎額(俸給+扶養手当+地域手当+広域異動手当+その者の役職等に応じた加算額)に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じ、さらに基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については、勤勉手当基礎額(俸給+地域手当+広域異動手当+その者の役職等に応じた加算額)に、給与法等の例に準じる割合を乗じて得た額としている。

なお平成28年度では給与法改正に合わせ、①俸給を平均で0.2%引き上げ、②勤勉手当の支給割合を0.1月分引き上げを実施した。

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成28年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 269	歳 42.9	千円 8,194	千円 6,116	千円 114	千円 2,078
事務・技術	人 48	歳 41.3	千円 6,310	千円 4,637	千円 130	千円 1,673
研究職種	人 221	歳 43.2	千円 8,603	千円 6,437	千円 111	千円 2,166
任期付職員	人 11	歳 39.2	千円 6,613	千円 5,230	千円 128	千円 1,383
研究職種	人 11	歳 39.2	千円 6,613	千円 5,230	千円 128	千円 1,383
再任用職員	人 5	歳 62.3	千円 6,875	千円 5,782	千円 156	千円 1,093
事務・技術	人 3	歳 62.2	千円 6,499	千円 5,524	千円 244	千円 975
研究職種	人 2	歳 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —
非常勤職員	人 34	歳 50.9	千円 3,197	千円 2,969	千円 114	千円 228
事務・技術	人 18	歳 55.9	千円 3,608	千円 3,177	千円 117	千円 431
一般契約職員	人 13	歳 44.2	千円 2,173	千円 2,173	千円 96	千円 0
専任研究員	人 2	歳 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —
特別事務員	人 1	歳 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:次に掲げる区分及び職種は、該当者がいないため省略した。

すべての区分及び職種で在外職員、医療職種、教育職種及びその他の職種。

任期付職員のうち事務・技術、非常勤職員のうち研究職種。

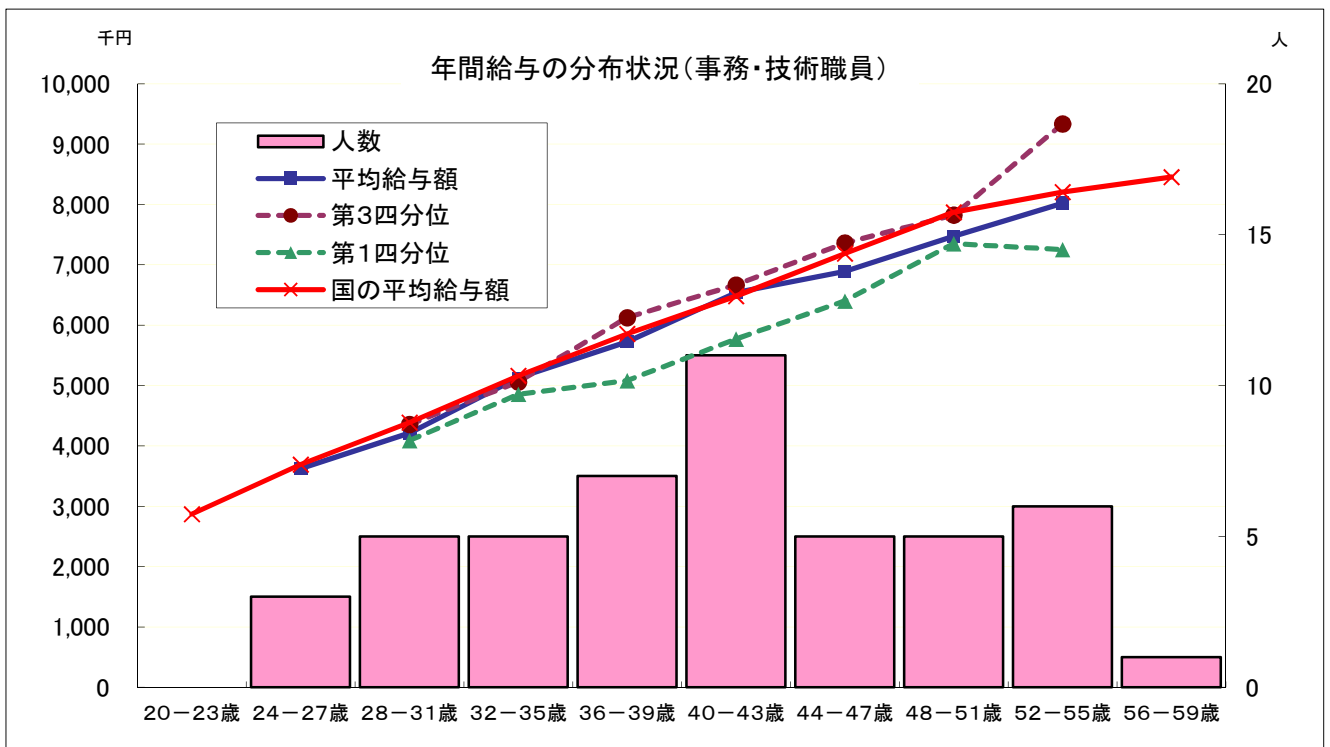
注3:再任用職員のうち研究職種及び非常勤職員のうち専任研究員並びに特別事務員については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注4:非常勤職員のうち一般契約職員とは、定型的な業務又は補助的な業務に従事する者である。

注5:非常勤職員のうち専任研究員とは、博士号取得者又はこれと同等の研究能力を有すると認められ、研究業務に従事する者である。

注6:非常勤職員のうち特別事務員とは、専門的な資格を有する業務に従事する者である。

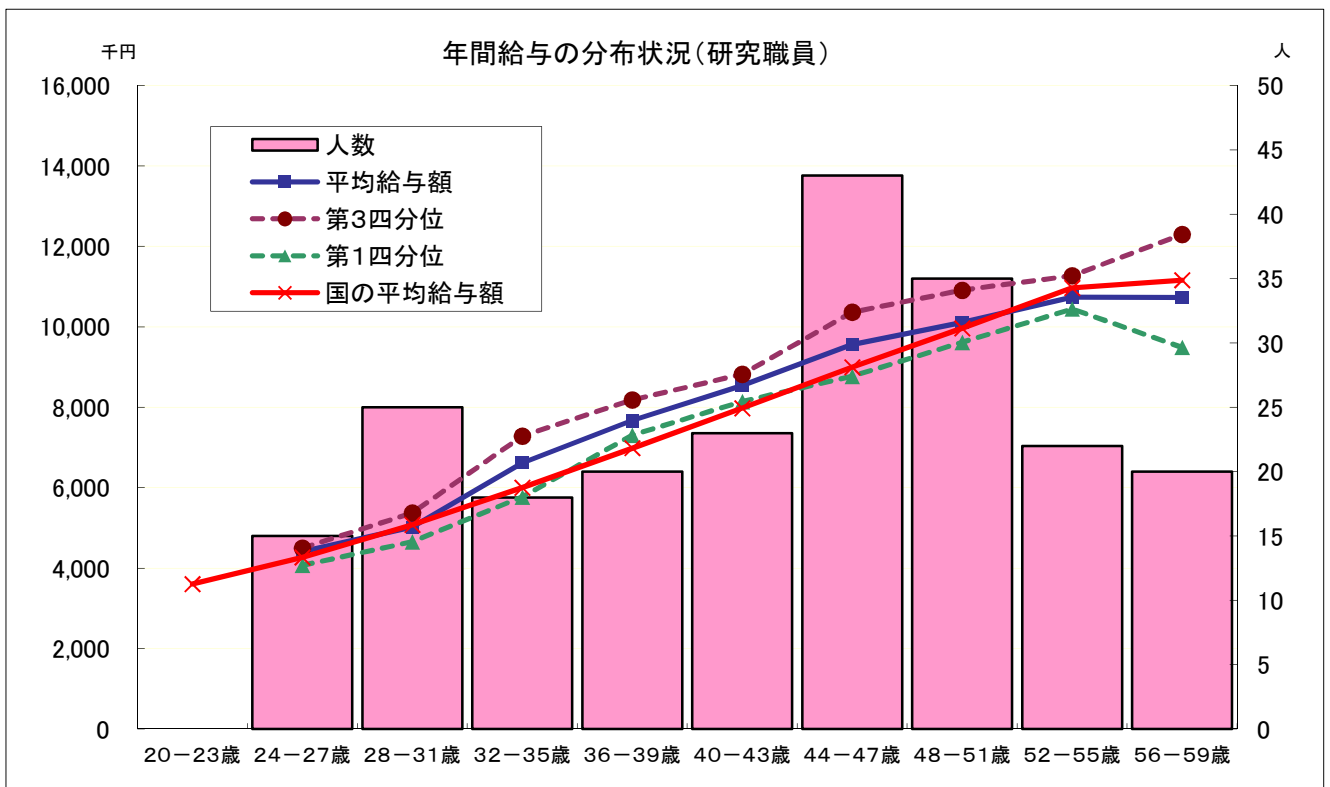
② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)〔任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。〕



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

注2:年齢24～27歳及び56～59歳の該当者は4名以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1四分位及び第3四分位については表示していない。

注3:年齢56～59歳の該当者は2名以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額については表示していない。



③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)  
(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額		
			平均	最高～最低	
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
本部課長	5	51.7	8,940	10,575	7,484
本部課長補佐	12	46.5	7,483	9,521	6,566
本部係長	23	40.3	5,669	7,087	4,526
本部主任	1	-	-	-	-
本部係員	7	28.9	3,916	4,356	3,447

注1: 該当者が2人以下のグループについては、当該個人の情報が特定される恐れがあることから、「平均年齢」以下の事項について記載しない。

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額		
			平均	最高～最低	
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
本部研究部長	20	54.6	11,881	13,471	9,722
本部研究課長	75	48.8	10,250	12,377	8,220
本部主任研究員	89	41.1	7,765	10,218	4,072
本部研究員	37	30.8	4,851	5,864	3,659

④ 賞与(平成28年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／研究職員)  
事務・技術職員

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		60.6	60.6	60.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
		39.4	39.4	39.4
	最高～最低	42.8～36.5	42.5～36.6	42.6～36.5
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		60.7	60.4	60.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
		39.3	39.6	39.4
	最高～最低	46.5～36.4	44.6～36.6	42.9～36.5

研究職員

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		58.6	58.7	58.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
		41.4	41.3	41.4
	最高～最低	52.1～36.6	51.0～36.7	51.4～36.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		61.5	61.7	61.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
		38.5	38.3	38.4
	最高～最低	46.6～0.0	46.0～0.0	46.3～0.0

### 3 給与水準の妥当性の検証等

#### 事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢勘案 97.6</li> <li>・年齢・地域勘案 102.2</li> <li>・年齢・学歴勘案 97.9</li> <li>・年齢・地域・学歴勘案 102.5</li> </ul>
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	<p>【地域・学歴を勘案した影響】 地域手当の割合が異動保障により、勤務地の支給割合よりも高い者の比率が33.3%（48名中16名（1級地9名、2級地7名））と、国家公務員の13.9%に比べて高いため、地域を勘案した場合の指数を押し上げている。</p>
給与水準の妥当性の 検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 73.1%】 （国からの財政支出額 5,354,308千円、支出予算の総額 7,324,478千円：平成28年度予算）</p> <p>【累積欠損額について】 累積欠損額 0円（平成27年度決算）</p> <p>【管理職の割合 10.4%（常勤職員数48名中5名）】 【大卒以上の高学歴者の割合 43.8%（常勤職員数48名中21名）】 【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 32.0%】 （支出総額10,197,424千円（海技研5,353,795千円、港空研3,062,249千円、電子研1,781,380千円）、給与・報酬等支給総額3,266,568千円（海技研1,858,945千円、港空研874,618千円、電子研533,005千円）：平成27年度決算※）</p> <p>※統合前三法人の合算額である。 （法人の検証結果） 当法人は、運輸産業の国際競争力の強化や海洋の利用推進等を技術面から支えるための業務を担っており、職員給与水準についてはⅡ-1-①で記載したとおり、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与を参考としている。支給実績について対国家公務員指数から見た場合、国家公務員の給与水準と同等となっていることから妥当である。</p> <p>（主務大臣の検証結果） 当法人の目的は、運輸産業の国際競争力の強化や海洋の利用推進等を技術面から支えることである。 その業務内容に鑑みれば、Ⅱ-1-①で示された給与水準の設定の考え方は国家公務員の水準を踏まえて定められており、妥当である。 また、Ⅱ-2の給与実績は給与水準設定の考え方に即しており、法人の実績評価結果に鑑みても、法人の検証結果は妥当である。</p>
講ずる措置	<p>俸給、諸手当等給与水準は、国家公務員の給与体系に準拠した規程等を整備し、運用しているところであるが、引き続き国の給与改定に沿って適正な給与水準となるように努める。</p>



研究職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢勘案 103.0</li> <li>・年齢・地域勘案 107.0</li> <li>・年齢・学歴勘案 103.5</li> <li>・年齢・地域・学歴勘案 107.8</li> </ul>
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	<p>【地域・学歴を勘案した影響】 世界最先端の実験・研究施設を駆使して総合的に研究及び技術開発を行っている我が国唯一の機関であることから、少数精鋭の研究者で業務を行っており、その研究領域に精通した者を採用しているため、大卒のうち、院卒の職員の割合が86.5% (207名中179名)と極めて高く、その結果給与水準が高くなっている。</p>
給与水準の妥当性の 検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 73.1%】 (国からの財政支出額 5,354,308千円、支出予算の総額 7,324,478千円：平成28年度予算)</p> <p>【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成27年度決算)</p> <p>【管理職の割合 53.4%(常勤職員数221名中118名)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合 93.7%(常勤職員数221名中207名)】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 32.0%】 (支出総額10,197,424千円(海技研5,353,795千円、港空研3,062,249千円、電子研1,781,380千円)、給与・報酬等支給総額3,266,568千円(海技研1,858,945千円、港空研874,618千円、電子研533,005千円)：平成27年度決算※)</p> <p>※統合前三法人の合算額である。 (法人の検証結果) 当法人は運輸産業の国際競争力の強化や海洋の利用推進等を技術面から支えるための業務を担っており、職員給与水準についてはⅡ-1-①で記載したとおり、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与を参考にしている。支給実績について対国家公務員指数から見た場合、国家公務員の給与水準を超えるものとなっているが、その理由は上記のとおりであり、俸給表等の給与体系は国家公務員と同等であるため妥当である。</p> <p>(主務大臣の検証結果) 当法人の目的は、運輸産業の国際競争力の強化や海洋の利用推進等を技術面から支えることである。 その業務内容に鑑みれば、Ⅱ-1-①で示された給与水準の設定の考え方は国家公務員の水準を踏まえて定められており、妥当である。 また、Ⅱ-2の給与実績は給与水準設定の考え方に即しており、法人の実績評価結果に鑑みても、法人の検証結果は妥当である。</p>
講ずる措置	<p>俸給、諸手当等給与水準は、国家公務員の給与体系に準拠した規程等を整備し、運用しているところであるが、引き続き国の給与改定に沿って適正な給与水準となるように努める。</p>

4 モデル給与

22歳 独身(大卒初任給)	月額 196,020円 年間給与 3,195,125円
35歳 配偶者・子1人(15歳未満)	月額 311,850円 年間給与 5,109,125円
45歳 配偶者・子2人(15歳未満)	月額 415,580円 年間給与 6,891,734円

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

昇給・昇格の実施及び勤勉手当の支給に際して反映させており、今後も継続していくこととする。
--

### Ⅲ 総人件費について

区 分	平成28年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 3,125,663
退職手当支給額 (B)	千円 159,399
非常勤役職員等給与 (C)	千円 454,791
福利厚生費 (D)	千円 485,151
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 4,225,004

注: 中期目標管理法及及び国立研究開発法人については中期目標期間又は中長期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。行政執行法人については当年度分を記載する。

#### 総人件費について参考となる事項

##### 1. 給与、報酬等総額及び最広義人件費の増減理由

- ・給与、報酬等支給総額の対前年度比 -4.9%

給与法の一部改正により、俸給、勤勉手当が引き上げられた一方、役職員の人数の減少により、割合が減少している。

- ・非常勤役職員等給与の対前年度比 +4.6%

非常勤役職員等の人数の増加により、割合が増加している。

- ・最広義人件費の対前年度比 -7.3%

上記要因に加え、退職手当支給対象人数の減少により、割合が減少している。

注: 対前年度比は、統合前三法人の合算額との比較である。

##### 2. 役員及び職員に対して支給する退職手当について、以下の措置を講ずることとした。

###### 【役員】

- ・「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」の一部改正について(平成27年3月24日閣議決定)に基づき、支給率を12.5/100から10.875/100へと改定し、退職手当支給水準の引き下げを実施。

###### 【職員】

- ・「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、平成25年1月1日以降に退職する職員について国家公務員に準じた調整率(※)を設定し、退職手当支給水準の引き下げを実施。

- ※
- ①退職日が平成25年1月1日～平成25年9月30日 98/100
  - ②退職日が平成25年10月1日～平成26年6月30日 92/100
  - ③退職日が平成26年7月1日～ 87/100

### Ⅳ その他

特になし